

I 登録申請について(個人開業)

A 登録に必要な書類・添付書類

1. 申請書

行政書士登録申請書(正副各1通) 収入印紙30,000円(1枚) 貼らずに持参

2. 添付書類

平成31.1~戸籍抄本添付原則不要

- (1) 住民票 (1通) 発行日から3ヶ月以内のもの(省略のないもの)
- (2) 履歴書(正副各1通) 記入上の注意は記入例を参照
公務員職歴があり、退職後3年を経過しない者は懲戒免職でないことの証明書の添付を要する
- (3) 行政書士となる資格を証する書面(1通)
 - ① 行政書士試験合格証(写し) 原本の提示を要する
(注) 行政書士試験合格証明書の場合は**原本の提出**を要する
 - ② 他士業有資格者(法第2条2~5号該当者)
登録事項証明書(各登録機関発行の**原本の提出**を要する))
 - ③ 公務員経歴者は、公務員職歴証明書1通(任命権者の発行の**原本の提出**を要する)
 - ・ 退職日記載のないときは、退職辞令 原本の提示を要する
(注) 行政事務担当期間を登録事務処理要領により確認のこと
 - ・ 懲戒免職処分でないことの証明書(退職後3年を経過しない者)
「定年退職」、「勸奨退職」、「依願退職」の退職事由が明記されている場合を除く(**原本の提出**を要する))
- (4) 学歴証明書1通(行政事務担当期間17年以上20年未満の者)
 - ① 高等学校又は大学卒業証明書(**原本の提出**を要する)
 - ① 高等学校又は大学卒業証書写し(原本の提示を要する) ①②のいずれか
- (5) 合同・共同事務所届出書
- (6) 誓約書(正副各1通) 日行連会長宛
- (7) 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書 発行日から3ヶ月以内のもの
〔証明事項〕
 - ① 禁治産者又は準禁治産者に該当しないこと
R1.12.14~不要(但し自治体による)
 - ② 破産者で復権を得ないものに該当しないこと R1.12.14~②のみ証明
- (8) 申請者の顔写真(縦3cm×横2.5cm 4枚カラー) 履歴書に貼らない
- (9) 誓約書(富山県行政書士会会長宛)
 - ・ 法人等に勤務しており、事務所は別の場所に設ける場合
 - ・ 法人等の事務所内に事務所を設ける場合
- (10) 事務所の所有権を証する書面
 - ① 自己所有の時(次のうちいずれか)
 - ・ 家屋課税台帳登録事項証明書
 - ・ 建物の登記簿謄(抄)本
 - ・ 建物の権利証(写)
 - ・ 家屋評価証明書
 - ・ 建築確認通知書、建築検査済み証(新築の時)(注) 権利証記載事項と住居表示と不一致の時、市町村長証明書又は申立書必要
 - ② 賃貸借のとき
 - ・ 賃貸借契約書(写) 原本の提示を要する
 - ・ 公営、公社、公団住宅の時は、禁止条項の解除承諾書添付
 - ③ 使用貸借のとき
 - ・ 承諾書又は同意書(日行連制定様式)と①のうちいずれか添付
(建物の所在地、使用期間、使用目的、使用範囲、承諾日の記載を要する)
 - ④ 転貸借となる時
 - ・ 賃貸契約書(写) 転貸禁止条項のあるときは、貸し主の承諾書添付

(11) 事務所の位置図、平面図

- ① 位置図・・・目標（駅、停留所）から事務所までの略図
(住宅地図のコピー不可)
- ② 平面図・・・独立事務所 → 事務機器等配置明示
(入り口及び外側寸法表示)
・・・合同事務所 → 他の事務所との独立区分を見取図で明示

(12) 事務所の外観、内部を示す写真（事務所の位置を確認するため）

- ① 事務所外観（入口のわかる全体写真） 1枚
- ② 事務所内部（机、椅子の配置、事務所内部全体写真） 1枚

B 作成上の注意事項

1. 申請書

- 「申請年月日」は、記載しない（すべての添付書類）
- 「氏名」は、戸籍抄本記載の通り記入する
- 「本籍」は、県名から丁目、番地、号まで戸籍抄本記載の通り記入する。
- 「住所」は、郵便番号、県名から丁目、番地、号まで住民票記載の通り記入し、
省略しない
- 「事務所所在地」は、郵便番号、県名から丁目、番地、号まで記入し、省略しない
ビル内であるときは、ビル名称、階数を明記する
- 「電話番号」は、市外局番も記入する
- 「資格」の「その他の資格」は、次の区分により記入する（開業している場合のみ）
- (1) 弁護士となる資格を有する者（行政書士法第2条第2号該当）
 - (2) 弁理士となる資格を有する者（行政書士法第2条第3号該当）
 - (3) 公認会計士となる資格を有する者（行政書士法第2条第4号該当）
 - (4) 税理士となる資格を有する者（行政書士法第2条第5号該当）
 - (5) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して20年以上（学歴が高等学校卒業以上は17年以上）になる者
(行政書士法第2条第6号該当)
- (注)「行政書士以外の類似資格」は、資格があっても実際開業をしていないときは、記載しない。

2. 添付書類(主なもの)

- (1) 職歴証明書
任命権者の証明印を押した証明書で、2枚以上になるときは、任命権者の割印必要
- (2) 履歴書
履歴書裏面の記入上の注意を参照

C 登録手数料

現金25,000円を申請書提出時に納入する。尚、この手数料は、登録の拒否及び申請者の申請の取り下げ以外は返還しない。

D 登録免許税

30,000円（収入印紙 30,000円を1枚）郵便局にて購入持参のこと

E 登録通知

申請書を本会から日行連に進達した後、約1ヶ月以内に登録通知がある予定
(登録審査実施 月2回)

Ⅱ 入会手続きについて

日行連において、登録を承認したときは、直ちに入会手続きをする。
(登録証交付日時、その他について後日連絡)

1. 提出する書類

- (1) 入会届 (本会会則様式第1号) 1通
- (2) 職印届 (本会会則様式第2号) 1通
- (3) 預金口座振替依頼書 1通 (預金口座番号・銀行届出印持参)

2. 入会金及び会費

- (1) 入会金 250,000円
- (2) 会費 (年額) 66,000円 (4月～翌年3月)
但し、中途入会の場合は、5,500円×月数とする。
- (3) 日本行政書士政治連盟会費 (年額) 5,000円
中途入会の場合も、同額とする。
- (4) 職印及び行政書士表札の調製
登録が承認されたら、直ちに
職印 (角印) 「行政書士〇〇〇〇印」 (縦・横1.5cm)
表札 「行政書士 (氏名) 事務所」
を各自で調製すること。尚、本会で斡旋いたしますので、お申し出ください。

3. その他

支部により支部会費があるところがあるので、確認すること

注) 登録申請書類様式を一式受領後、期間をおいて申請される時は、申請書類様式・会費等が変更になっている場合がありますので、あらかじめ事務局のほうへ確認されるようお願い致します。

TEL (076) 431-1526

FAX (076) 431-0645

行政書士登録申請書の提出時留意すべき事項及び 入会に関する手続きのしおり

行政書士の登録申請は、本会において申請書を受理し調査の上、日本行政書士会連合会に進達することになっております。

行政書士の登録申請（変更登録も含む）及び入会手続きについては、下記の通りですが、申請に当たっては、次の留意事項をご理解の上、手続きをしてください。

留 意 事 項

- (1) 行政書士の登録は、行政書士法人制度の創設に伴い、行政書士となる資格を有する者が行政書士法人の社員若しくは使用人となる場合または行政書士の使用人として希望する場合と、個人開業の場合と三つに分けられます。
- (2) 行政書士の資格は、法律上自然人に対してのみ付与されるもので、各種団体、法人（行政書士法人を除く）等が業務を行うことは認められていません。行政書士制度は、行政書士が自らの責任において適正に業務を執行することが前提とされており、行政書士の業務を行うため行政書士又は行政書士法人以外の他人に雇用される行政書士も行政書士の独立性と矛盾するため、認められておりません。
- (3) 登録申請時において、雇用主の行為が（2）に該当することが明らかになったときは、行政書士法第19条の規定に該当し、同法第21条による処罰の対象になりますのでご注意ください。
（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する）
又、違反が確認され雇用主の違法行為に加担することが明らかとなった者は、行政書士の適格性を欠き、欠格事由に該当するとして連合会において登録が拒否されることがありますので、十分注意してください。
- (4) 事務所の変更などによる変更登録について
新規登録の際は、一時的に自宅を事務所予定地として申請し、登録後まもなく事務所を他の場所に移転変更するケースもあるので、この場合は、必ず変更登録申請を行うとともに前記（2）の事実該当することのないようにご留意ください。

登録申請時の本人に対する確認

（行政書士法第2条の2[欠格事由]各号に該当しない）

[欠格事由]

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しない者
- 四 公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 五 第6条の5第1項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 六 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消処分を受け、弁理士、税理士、司法書士、若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しない者